

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各組織の平素の業務、職員の参集基準等について定めます。

1 村の各組織における平素の業務

村の各組織は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行います。

組織名	平素の業務
総務課	<ul style="list-style-type: none">・国民保護協議会等の運営に関する事。・国民保護対策本部に関する事。・避難実施要領の策定に関する事。・物資及び資材の備蓄等に関する事。・消防団の充実・活性化に関する事。・国民保護措置についての研修及び訓練に関する事。・安否情報の収集体制の整備に関する事。・国民保護に関する情報の収集に関する事。・住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。・防災行政無線の運用に関する事。・関係機関との連絡調整に関する事。・特殊標章の交付・管理に関する事。・国民保護の啓発に関する事。
基地対策課	<ul style="list-style-type: none">・関係機関等の調整に関する事。
企画財政課	<ul style="list-style-type: none">・国民保護対策関係の予算、その他財務に関する事。
税務課	<ul style="list-style-type: none">・関係機関等の調整に関する事。
住民生活課	<ul style="list-style-type: none">・住民情報に関する事。・ボランティアの受け入れ、配備及び連絡調整に関する事。・廃棄物の収集処理計画に関する事。
保健福祉課	<ul style="list-style-type: none">・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。
産業振興課	<ul style="list-style-type: none">・農畜産施設の保全に関する事。

建設課	・道路、橋りょう、河川及び水路等の保全に関すること。 ・公園・緑地の保全に関すること。
下水道課	・下水道施設の機能の確保に関すること。
水道課	・上水道施設の機能の確保に関すること。
社会教育課	・文教施設の安全確保と把握に関すること。 ・文化財の保護に関すること。
学校教育課	・文教施設の安全確保と把握に努めること。 ・学校における啓発に関すること。
会計課	・関係機関等の調整に関すること。
議会事務局	・関係機関等の調整に関すること。
消防本部	・武力攻撃災害等への対処に関すること（救急・救助含む）。

※ 国民保護に関する業務の総括、各組織間の調整、企画立案等については、国民保護担当課長等の国民保護担当責任者が行います。

2 村職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備します。

(2) 24時間即応体制の確立

村は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、渋川広域消防本部（以下「消防本部」という。）との連携を図りつつ、当直等の強化を行うなど、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保します。

① 消防本部との連携強化

夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、村長その他関係機関への連絡）については、消防本部の役割が重要となります。その際、村においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施することとします。この場合、消防本部は、特に構成市町村への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、構成市町村との連携を密にし、職員への周知を十分実施しておくこととします。

(3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定めます。

その際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努めます。

① 村内で緊急事態が発生した場合の対応

村内で死傷者が発生したり、建物などが破壊されるような緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでには、時間がかかることもある。この場合、原因が明らかになるまでの間、国民保護業務担当課は情報収集などに努めることとするが、被害の状況に応じて、「榛東村地域防災計画」（以下「村防災計画」という。）に基づく「榛東村災害対策本部」（以下「村災害対策本部」という。）又は「榛東村災害警戒本部」（以下「村災害警戒本部」という。）を設置して対応します。

その後、国において武力攻撃の認定が行われ、閣議に基づいて国民保護対策本部設置の指定が通知（以下「本部設置指定」という。）されれば、直ちに「榛東村国民保護対策本部」（以下「村対策本部」という。）に移行して国民保護措置を実施します。

なお、本部設置指定前は、「榛東村国民保護準備本部」（以下「村準備本部」という。）を設置して、情報収集などを実施します。

② 村外で武力攻撃が発生した場合の対応

日本国内で武力攻撃が発生し、国において事態認定が行われた場合でも、村内で発生する可能性が低いと判断される場合は、「榛東村国民保護情報連絡室」（以下「村国民保護情報連絡室」という。）を設置し、国民保護業務担当課で情報収集などを実施します。

しかし、村内でも武力攻撃が発生した場合や発生のおそれがあると認められる場合は、本部設置指定により、直ちに村対策本部を設置して国民保護措置を実施します。

なお、本部設置指定前は、村準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

【職員参集基準】

体制	参集基準
①村地域防災計画による体制	村地域防災計画による参集基準
②村国民保護情報連絡室体制	国民保護業務担当職員が参集
③村国民保護準備本部体制	全ての職員が村役場等に参集
④村国民保護対策本部体制	全ての職員が村役場等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
村内で緊急事態が発生	事態認定前 原因が不明確な状況で発生した緊急事態 (未確認情報等)	①
	村地域防災計画による体制が適用できない場合 (緊急事態の原因が武力攻撃であることが確実な場合 など)	③

	事態認定後	国民保護対策本部設置が閣議決定されていない場合	③
		国民保護対策本部設置の指定を受けた場合	④
村外で武力攻撃が発生 (事態認定後)		村外で武力攻撃が発生し、警報の通知を受けた場合	②
		村内でも、武力攻撃が発生したが、国民保護対策本部設置の指定が閣議決定されていない場合	③
		国民保護対策本部設置の指定の通知を受けた場合	④

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

村の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保します。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

村の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保します。

なお、村対策本部長、村対策副本部長及び村対策本部員の代替職員については、以下のとおりとします。

【村対策本部長、村対策副本部長及び村対策本部員の代替職員】

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
村長	副村長	総務課長	
副村長	総務課長		
教育長			

(6) 職員の服務基準

村は、(3)①～④の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定めます。

(7) 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、村対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定めます。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、村における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定めます。その際、村は、消防本部及び消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部及び消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備します。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

村は、消防団が避難住民等の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図ります。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮します。

さらに、村は、消防本部及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定めます。

4 住民等の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

村は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課を定めます。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応します。

【住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	住民等への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

村は、住民等の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、村文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存します。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行います。

村は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長します。

第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定めます。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備します。

特に、村及び消防機関は、武力攻撃が発生した場合、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官）（以下「即報要領」という。）に基づき、県及び総務省消防庁へ報告します。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図ります。

(3) 関係機関相互の意思疎通

村は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築します。この場合において、村国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意します。

(4) 消防機関との連携

村は、平素から村国民保護計画、武力攻撃災害への対処、避難実施要領のモデルの作成等に当たっては、消防機関やその管理者等と十分な調整を行います。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図ります。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図ります。

(3) 村国民保護計画の県への協議

村は、県との村国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図ります。

(4) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図ります。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

村は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図ります。

【近接市町村連絡先】

市町村名	住所	担当課	電話番号
前橋市	前橋市大手町2-12-1	市民部安全安心課	027-890-3522
高崎市	高崎市高松町35-1	総務部庶務課	027-321-1206
渋川市	渋川市石原80	総務部行政課	0279-22-2111
吉岡町	北群馬郡吉岡町下野田560	町民生活課	0279-54-3111

(2) 消防機関の連携体制の整備

村は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図ります。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図ります。

【消防機関保有のNBC資材リスト】

渋川広域消防本部	防護服	放射線防護服	2
		化学防護服	4
		簡易防護服	5
	呼吸保護具	酸素呼吸器	4
		空気呼吸器	4 3
		防毒マスク	5
	測定機器	ポケット線量計	2
		GM管式放射線測定器	1
		有毒ガス検知器	1

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておきます。

※【指定地方行政機関等の連絡先】については資料編に記載

(2) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図ります。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努めます。

【災害拠点病院及び救急救命センター】

災害拠点病院	救急救命センター
前橋赤十字病院(基幹災害医療センター)	前橋赤十字病院
群馬県済生会前橋病院(地域災害医療センター)	(独)国立病院機構高崎病院
(医社)日高会日高病院(同上)	/
渋川総合病院(同上)	
公立藤岡総合病院(同上)	

公立富岡総合病院(同上)	/
原町赤十字病院(同上)	
(独)国立病院機構沼田病院(同上)	
利根中央病院(同上)	
伊勢崎市民病院(同上)	
(社)伊勢崎佐波医師会病院(同上)	
桐生厚生総合病院(同上)	
富士重工業健康保険組合総合太田病院(同上)	

【医師会】

医師会名	住 所
前橋市医師会	前橋市朝日町4-9-5
高崎市医師会	高崎市高松町6
桐生市医師会	桐生市元宿町1863-1
伊勢崎佐波医師会	伊勢崎市植木町481
太田市医師会	太田市飯塚町549-1
勢多郡医師会	前橋市千代田町1-7-4
群馬郡医師会	高崎市高浜町984-1
渋川地区医師会	渋川市金井356
藤岡多野医師会	藤岡市藤岡1860-1
富岡市甘楽郡医師会	富岡市七日市553-1
碓井安中医師会	安中市安中1-1-20
吾妻郡医師会	吾妻郡中之条町伊勢町25-9
沼田利根医師会	沼田市高橋場町2219-1
館林市邑楽郡医師会	館林市苗木町2497

(3) 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民等の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図ります。

また、村は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図ります。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び村等との間の連携が図られるよう配慮します。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、

救援等のための施設及び設備の充実を図ります。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図ります。

第3 通信の確保

村は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定めます。

(1) 非常通信体制の整備

村は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮します。

(2) 非常通信体制の確保

村は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努めます。

第4 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備します。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意します。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行います。

施設 ・ 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図ります。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図ります。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図ります。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検します。
運用 面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図ります。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図ります。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行います。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図ります。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図ります。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図ります。
	・住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図ります。

(3) 情報の共有

村は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努めます。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民等や関係団体への伝達方法

等についてあらかじめ定めておくとともに、住民等や関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図ります。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮します。

(2) 防災行政無線の整備

村は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図り、デジタル化の推進を図ります。

【全国瞬時警報システム（J-A L E R T）について】

国においては、対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行う全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を開発したところです。

(3) 県警察との連携

村は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築します。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図ります。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定めます。

(6) 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進します。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努めます。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

村は、避難住民等及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告します。

【収集・報告すべき情報】

- 1 避難住民等（負傷した住民等も同様）
 - ① 氏名（フリガナ含む）
 - ② 出生の年月日
 - ③ 男女の別
 - ④ 住所
 - ⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
 - ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑦ 現在の居所
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ ⑦から⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
 - ⑪ 親族・同居者への回答の希望
 - ⑫ 知人への回答希望
 - ⑬ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民等
（上記①～⑥及び⑩に加えて）
 - ⑭ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑮ 死体の所在
 - ⑯ 親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

※ **【安否情報省令様式】**については資料編に記載

(2) 安否情報収集のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行います。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行います。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握します。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図ります。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分						榛東村	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇村大字△△△□□番地（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等に必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努めます。

第5 研修及び訓練

村職員は、住民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があります。このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治総合研究センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保します。

(2) 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行います。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)、eラーニング (<http://www.fdma.go.jp/>) 等も活用するなど多様な方法により研修を行います。

(3) 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用します。

2 訓練

(1) 村における訓練の実施

村は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図ります。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図ります。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施します。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施します。

- ① 村対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び村対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させます。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民等の避難誘導や救援等に

当たり、町内会・自治会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意します。

- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、村国民保護計画の見直し作業等に反映します。
- ④ 村は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮します。
- ⑤ 村は、県と連携し、学校、病院、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促します。
- ⑥ 村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意します。

第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備します。

【村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 区域内の道路網のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 行政区、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 災害時要援護者の避難支援プラン

(2) 隣接する市町との連携の確保

村は、村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保します。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

村は、避難住民等の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じます。

その際、避難誘導時において、防災・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意します。

※【災害時要援護者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高

齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要ですが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる災害時要援護者の救援支援プランを活用することが重要です。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報をもとに一定の条件や考え方にに基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとします。

(4) 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築します。

(5) 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認します。

2 避難実施要領のモデルの作成

村は、関係機関（教育委員会など村の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のモデルをあらかじめ作成します。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

村は、県から救援の一部の事務を当該村において行うこととされた場合や村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援の活動内容等について、自然災害時における村の活動状況等を踏まえ、必要な体制を整備します。

(2) 基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保します。

- ① 避難施設等
- ② 備蓄及び物資調達
- ③ 医療機関等
- ④ 救護班
- ⑤ 墓地及び火葬場

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努めます。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

村は、県が保有する当該村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有します。

① 輸送力に関する情報

- ア 保有車両等(定期・路線バス等)の数、定員
- イ 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

② 輸送施設に関する情報

- ア 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該村の区域に係る運送経路の情報を共有します。

(3) 避難手段の調整

村は、避難時の交通手段については、マイカーの使用は原則として禁止としますが、公共交通機関の利便性などの地域特性、避難に要する時間の長さ、避難先の地域までの距離などを考慮して、やむをえない場合は、使用を認めることとします。

このため、村は、地域特性などに合わせた交通手段の確保について、県警察などの関係機関と調整します。

また、村は、避難実施要領のモデルを作成する場合は、状況に応じた交通手段について検討します。

5 避難施設の指定への協力

村は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力します。

村は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知します。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備します。

【榛東村内に所在する生活関連等施設の種類の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法 施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、 配水池	厚生労働省	県企業局
第28条	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	健康福祉局、農業局、 企業局、病院局
	10号	生物剤・毒素の取扱所	各省庁 （主務大臣）	

(2) 村が管理する公共施設等における警戒

村は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施します。この場合において、県警察等との連携を図ります。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定めます。

1 村における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備します。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応します。

(3) 県との連携

村は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応します。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備します。

2 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

村は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検します。

(2) ライフライン施設の機能の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等

による代替性の確保に努めます。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めます。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、村民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において村民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定めます。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、村民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、村民向けの研修会、講演会等を実施します。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行います。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する村民への浸透を図ります。

(2) 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら村民への啓発を行います。

(3) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、村立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行います。

2 武力攻撃事態等において村民がとるべき行動等に関する啓発

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して村民への周知を図ります。

また、村は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに村民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、村民に対し周知するよう努めます。

また、村は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努めます。